

業債第12号

2024年2月27日

国債元利金支払取扱店

御中

国債元利金支払取扱店引受金融機関等本部

日本銀行業務局

無記名国債証券および登録国債に関する今後の対応等について

国債関係事務につきまして、平素格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

無記名国債証券の残高については、2024年1月末時点で残高のある銘柄が本年3月21日をもって消滅時効期間が満了することに伴い、皆無となる予定です。また、登録国債（出資・抛出国債、株式会社日本政策投資銀行危機対応業務国債および原子力損害賠償・廃炉等支援機構国債にかかるものを除きます。以下同じです。）の残高については、既に皆無となっています。

このため、国債元利金支払取扱店において、原則、無記名国債証券に関する事務は、本年3月22日以降は失効証券類の受入のみとなるほか、登録国債に関する事務は、発生しないこととなります。

これを受けて、国債元利金支払取扱店における無記名国債証券および登録国債にかかる事務に関して、各種負担の軽減を図る観点から、今後、当該事務が発生した場合には、日本銀行本店（業務局総務課営業・国債業務企画グループ）に照会のうえ対応する取扱いに見直すこととしました。また、こうした見直しに伴う規程改正の機を捉えて、関連規程の日本銀行ホームページへの掲載方法についても見直すこととしました。

見直しの詳細については、下記のとおりとなります。なお、所要の規程改正等については、改めてご連絡します。

記

1. 「国債元利金支払取扱店事務取扱手続（金融商品取引業者・証券金融会社用）」等の 規程改正

「国債元利金支払取扱店事務取扱手続（金融商品取引業者・証券金融会社用）」および「国債元利金支払取扱店事務取扱手続（在日外国銀行等用）」中の無記名国債証券および登録国債にかかる規定については、消滅時効期間満了後も残存する事務（無記名国債証券の失効証券類にかかる事務）の個所を残して、項目を削除する改正を行う予定です。

また、規程改正後は、無記名国債証券の失効証券類に関する取扱いを含め、国債元利金支払取扱店が無記名国債証券および登録国債に関する照会を受けた場合には、日本銀行本店（業務局総務課営業・国債業務企画グループ）に照会のうえ対応する取扱いに変更する予定です。なお、規程改正前であっても、日本銀行本店（業務局総務課営業・国債業務企画グループ）に照会のうえ対応することを妨げるものではない旨、申し添えます。

2. 「国債元利金支払取扱店事務取扱手続（金融商品取引業者・証券金融会社用）」等の 日本銀行ホームページ掲載形式の見直し

1. の規程改正の機を捉えて、今後、「国債元利金支払取扱店事務取扱手続（金融商品取引業者・証券金融会社用）」および「国債元利金支払取扱店事務取扱手続（在日外国銀行等用）」の日本銀行ホームページへの掲載形式を見直す予定です。

現行、細かい事務処理ごとにPDFファイルを掲載するとともに、一括ダウンロード用ファイルを提供しています。今般、ペーパレス化が進むもとで、ファイルベースでの検索性を高める観点から、ある程度まとまった単位でファイルを掲載する方向で見直す予定です。

3. 「国債元利金課税事務取扱手続」の日本銀行ホームページ掲載取りやめ

「国債元利金課税事務取扱手続」については、日本銀行用の規程ではあるものの、国債元利金支払取扱店が国債の元利金にかかる課税事務の参考として閲覧できるように、現行、日本銀行ホームページに掲載するとともに、改正の都度、規程改正通知をお送りしております。

同手続を日本銀行ホームページに掲載してから相応の期間が経過し、国債元利金支払取扱店での当該事務の定着が図られてきたと考えられることから、今後、同手続の日本

銀行ホームページへの掲載および同手続にかかる規程改正通知の国債元利金支払取扱店への発出を取りやめる予定です。

4. 国債元利金支払取扱店契約の解約希望

今後、国債元利金支払取扱店としての事務は、原則、無記名国債証券の失効証券類に関するもののみとなります。

国債元利金支払取扱店契約の解約希望がございましたら、前広に日本銀行本店までご連絡ください。

【本件に関する照会先】

1. ～3. について：日本銀行業務局総務課営業・国債業務企画グループ
＜TEL＞03-3279-1111
長山（内線：6148）、阿部（内線：6095）
4. について：日本銀行業務局総務課総合企画グループ
＜TEL＞同上
大伴（内線：6098）、佐藤（内線：6096）

※見直しにかかるご意見等がある場合には、改正作業の関係がありますので、4月末を目途にいただけると幸甚です。

以 上